

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日には、
当日起算の翌日)

目次

- ◆規則 島取県本府事務決裁規則の一部を改正する規則
- ◆告示 島取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則
- ◆鳥取県自治研修所規程の一部改正

規則

島取県本府事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年一月十四日
鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第一号

島取県本府事務決裁規則の一部を改正する規則

島取県本府事務決裁規則(昭和四十二年十一月鳥取県規則第五十七号)

の一部を次のように改正する。

別表第二課長共通事決事項の欄第二十五号を次のように改める。

二十五 歳入歳出外現金及び有価証券の出納の通知
別表第三広報文書課の項部長専決事項の欄第三号中(二)を次のように改め、(二)を削る。

- (二) 第九条第一項の規定による幹事及び書記の任命
別表第三広報文書課の項部長専決事項の欄第六号から第八号までを次の
ように改める。

- 六 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に基づく知事の
権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (二) 第十七条第一項の規定による人物等に関する証明書の発行
(二) 第十四条の規定による授与権者への通知

七及び八 削除

- 別表第三人事課の項部長専決事項の欄第十二号中「専決させることの承
認」の下に「又は専決することとされた事務に係る代決についての承認」
を加える。

- 別表第三職員厚生課の項部長専決事項の欄中第一号(二)を削り、第三号の
次に次の二号を加える。

- 四 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例(昭和
四十二年十二月鳥取県条例第三十一号)に基づく知事の権限に属する
事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第三条第二項の規定による職員の災害が公務上のものであるかど
うかの認定及び通知
(二) 第三条第三項の規定による鳥取県公務災害補償認定委員会の意見
の聴取

- (三) 第八条の規定による障害補償年金の支給

- (四) 第九条第一項の規定による休業補償又は障害補償の金額の一部の
減額

- (五) 第九条第二項の規定による休業補償の制限

(六) 第十条の規定による遺族補償年金の支給

(七) 第十五条の規定によりその例によるものとされた地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)第三章の規定による遺族補償年金の支給の停止及び遺族からの排除の決定

(八) 第十九条の規定による報告、出頭等の命令

(九) 第二十条の規定による補償の支払の一時差止め

五 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十二号)第六条の規定による病院若しくは診療所又は薬局の指定

別表第三職員厚生課の項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

十 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条の規定による療養の実施又は療養の費用の支給

(二) 第七条の規定による休業補償金の支給

(三) 第八条の規定による障害補償一時金の支給

(四) 第十条の規定による遺族補償一時金の支給

(五) 第十四条の規定による葬祭補償金の支給

別表第三厚生援護課の項部長専決事項の欄第五号中(四)を削り、(四)から(四)までを一ずつ繰り上げ、(四)として次のように加える。

(一) 第十二条の三第一項の規定による身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体に障害のある者の更生のために必要な援助を行なうことの委託

別表第三厚生援護課の項課長専決事項の欄第十一号中「第十四条」を「第十五条」に改める。

別表第三厚生援護課の項課長専決事項の欄第十二号中「第六条」を「第四条」に改める。

別表第三厚生援護課の項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

五十三 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令(昭和四十二年政令第百八十八号)第三条の規定により知事の権限に属するものとされた戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)第四条の規定による特別給付金を受ける権利の裁定

別表第三衛生課の項部長専決事項の欄第一号(四)を次のように改める。

(一) 第七条第一項又は第二項の規定による病院等の開設の許可又は病床数等の変更の許可(診療所及び助産所に係るものについては一の保健所の管轄区域内に係るもの)を除く。)

別表第三衛生課の項部長専決事項の欄第七号を次のように改める。

七 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第九条の規定による施術者の業務の停止又は免許の取消し

(二) 第十二条の三の規定による医業類似行為を業とする者の業務の停止又は禁止

別表第三厚生援護課の項部長専決事項の欄第十二号を次のように改める。

十二 削除 別表第三衛生課の項部長専決事項の欄第十三号中(四)を削り、(四)を(四)とする。

別表第三衛生課の項部長専決事項の欄第十三号中(四)を削り、(四)を(四)とし、

別表第三衛生課の項課長専決事項の欄十五号を次のように改める。

十五 削除

別表第三予防課の項課長専決事項の欄第三号中(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)を削り、(四)を(二)とし、(五)から(六)までを二つ繰り上げ、(七)を削る。

別表第三商工指導課の項部長専決事項の欄第七号中「第一項」を削り、「中小企業高度化資金等」を「中小企業設備近代化資金」に改め、同号(三)を次のように改める。

(三) 第八条の規定による中小企業設備近代化資金の貸付金の償還の免除

別表第三商工指導課の項部長専決事項の欄第八号の次に次の一号を加える。

八の二 鳥取県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第二十号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるも

(一) 第九条の規定による貸付対象施設及び貸付金の額の決定並びにその旨の通知

(二) 第十条の規定による貸付決定の取消し又はこれに付した条件の変更

(三) 第十一条第二項の規定による貸付金の交付

(四) 第十三条の規定による貸付対象施設の設置等の完了の期限の延期の承認

(五) 第十五条の規定による完了検査の実施

(六) 第十七条の規定による違約金の徴収及び違約金支払の請求

(七) 第十八条の規定による貸付対象施設の設置等の既定計画の変更等

の承認

(八) 第十九条の規定による償還期間の満了前ににおける貸付金の償還の請求

別表第三商工指導課の項部長専決事項の欄第九号の次に次の一号を加える。

九の二 中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年政令第四十五号）第十条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条の七第二項の規定による協業組合の事業の転換の認可

(二) 第五条の十七第一項の規定による協業組合の設立の認可

(三) 第五条の二十三第三項において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第五十一条第二項の規定による定期款の変更の認可

(四) 第九十五条第四項の規定による協業組合への組織変更の認可

別表第三商工指導課の項部長専決事項の欄第十号中「（昭和三十三年政令第四十五号）」を削り、「第十条第一項」を「第十二条第一項」に改め、

「（昭和三十一年法律第百八十五号）」及び「（昭和二十四年法律第百八十八号）」を削る。

別表第三商工指導課の項課長専決事項の欄第六号の次に次の一号を加える。

六の二 鳥取県中小企業高度化資金貸付規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七条第二項の規定による担保が必要でないこととの認定

(二) 第二十二条の規定による借主の経営及び貸付対象施設についての調査並びに報告の聽取又は必要な指示する。

別表第三商工指導課の項課長専決事項の欄第七号の次に次の一号を加える。

七の二 中小企業団体の組織に関する法律施行令第十条第一項の規定により知事の権限に属するものとされた中小企業団体の組織に関する法

律に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条の二十一第一項の規定による現物出資に係る資産が当該出

資を受ける協業組合の行なう事業の用に供するため必要なものである旨の承認

(二) 第五条の二十二の規定による公正取引委員会からの請求による必

要な措置の実施

(三) 第百一条の二第三項の規定による命令、認可又は承認をした旨の通商産業大臣への通知

別表第三商工指導課の項課長専決事項の欄第八号中「第十条第一項又は

第四項」を「第十一項又は第二項」に改め、同号中~~内~~を削り、~~内~~を~~内~~とする。

別表第三商工指導課の項課長専決事項の欄第九号中「第十条第四項」を、「第十一项第四項」に改める。

別表第三商工指導課の項課長専決事項の欄第十五号~~内~~を次のように改め

る。

(一) 第三条第一号から第四号までに規定する診断の実施（地方機関等決裁規則別表第二商工指導所長の項~~内~~の規定により商工指導所長に委任されたものを除く。）

別表第三商工指導課の項課長専決事項の欄第十五号~~内~~及び~~内~~を次のように改める。

四 第七条の規定による第三条第一号から第四号までに規定する診断に係る診断勧告書の交付（地方機関等決裁規則別表第二商工指導所

長の項~~内~~の規定により商工指導所長に委任されたものを除く。）

(四) 第九条に規定する診断勧告書の内容の実施等に関する指導（地方機関等決裁規則別表第二商工指導所長の項~~内~~の規定により商工指導

所長に委任されたものを除く。）

別表第三商工振興課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

十五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）に基づく知事の権限に属する事務のうち

次に掲げるもの

(一) 第二十二条の規定による業務主任者又はその代理者の解任の命令

(二) 第二十五条の規定による液化石油ガス販売事業の許可の取消し

(三) 第二十六条の規定による液化石油ガス販売事業の許可の取消し又は販売事業の全部若しくは一部の停止の命令

(四) 第三十一条の規定による指定製造事業者の指定の基準に適合するための措置命令

(五) 第三十四条の規定による指定製造事業者の指定の取消し

(六) 第九十一条の規定による業務主任者等の解任命令等の処分に係る聴

聞の実施

別表第三商工振興課の項課長専決事項の欄に次の二号を加える。

十六 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第三条の規定による液化石油ガス販売事業の許可
 「第八条の規定による販売所の名称等の変更の許可」
 (二) 第十二条の規定による販売施設の検査
 (四) 第十五条第三項の規定による液化石油ガス販売事業者に対する調査若しくは通知又は調査若しくは通知の方法の改善の命令
 (五) 第八十二条第一項の規定による液化石油ガス販売事業者等からの業務又は経理の状況に関する報告の徴収
 (六) 第八十三条第二項の規定による液化石油ガス販売事業者の事務所等への立入り等の命令
- (七) 第八十七条第一項の規定による販売の事業の許可等をしたときの公安委員会又は消防長への通報
- (八) 別表第三農林部共通の項部長専決事項の欄を次のように改める。

十七 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）第四条第四号の規定に基づく配管設備の工事の監督者の条件の認定

別表第三農林部共通の項部長専決事項の欄第一号を次のように改める。
 一 請負契約の対象となる部分に係る設計金額（請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は、当初の請負対象設計金額をいう。以下共通事項の項において「請負対象設計金額」という。）が百万円以上一億円未満の県営の農林土木工事に係るもので次に掲げるもの起工の決定及び当該決定をした農林土木工事に係る設計の変更並びに予定価格の決定

- (一) 指名競争入札に参加することができる者の決定
 (二) 請負契約に係る入札保証金又は契約保証金の免除
 (四) 請負契約書又は当該契約の変更契約書の作成

別表第三農林部共通の項部長専決事項の欄第二号中「（營繕工事を除く。）」を削り、同号中(二)を削り、「から(二)までを一ずつ繰り上げ、(元中「第二十六条の規定による検査又は」を「第二十六条第二項の規定による」に改め、同号中(元)を(元)とし、(元)から(元)までを一ずつ繰り上げる。
 別表第三農林部共通の項課長専決事項の欄を次のように改める。

鳥取県建設工事執行規則別記建設工事請負契約約款第一条第二項又は第三項の規定による農林土木工事に係る図面及び仕様書に明示されていないもの又は図面と仕様書の交互符合しないものがあるときの協議（地方機関等決裁規則別表第二地方農林振興局長の項第三号(一)の規定により地方農林振興局長に委任された事務を除く。）

別表第三農政企画課の項課長専決事項の欄中第二号を第三号(一)とし、第一号を第二号とし、第一号として次のように加える。

一 請負契約の対象となる部分に係る設計金額（請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は当初の請負対象設計金額をいう。）が百万円以上一億円未満の県営の農林土木工事に係るもので次に掲げるもの

- (一) 一般競争入札又は指名競争入札の執行及び落札者の決定
 (二) 隨意契約の方法により締結する場合における見積者及び契約の相手方の決定

別表第三検査課の項部長専決事項の欄を次のように改める。

一 請負契約の対象となる部分に係る設計金額（請負契約の締結後において請負対象設計金額を変更した場合は当初の請負対象設計金額をいう。）が

百万円以上一億円未満の農林土木工事に係る検査員の指名及び検査の復命

二 農業協同組合法(昭和二十二年法律第二百三十二号)、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)及び水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十一号)に基づく組合等の業務又は会計の状況の検査(検査を行なつた場合における法令等の違反に対する措置の命令を含む。)

別表第三農業指導課の項部長専決事項の欄第六号中「(昭和二十二年法律第二百三十二号)」を削り、同号中「(二)から(三)までを次のように改める。

(二) 第九十四条の二第一項の規定による組合に対する定款等若しくは業務執行の方法の変更の命令、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託の命令又は財産の処分の禁止若しくは制限その他監督上必要な命令

(二) 第九十五条第一項の規定による組合等の業務又は会計が法令等に違反している場合における当該組合等に対する必要な措置をとるべき旨の命令(第九十三条の規定による報告を徵した場合に限る。)

(三) 第九十五条第二項の規定による業務の全部若しくは一部の停止又は役員の改選の命令

別表第三農業指導課の項部長専決事項の欄第十号及び第十一号中「農林漁業金融公庫貸付調査委嘱要綱」を「農林漁業金融公庫融資調査委嘱規則」に改める。

別表第三農産課の項部長専決事項の欄第五号中「農林漁業金融公庫貸付調査委嘱要綱」を「農林漁業金融公庫融資調査委嘱規則」に改める。

別表第三畜産課の項部長専決事項の欄第十三号を削り、第十四号中「農林漁業金融公庫貸付調査委嘱要綱」を「農林漁業金融公庫融資調査委嘱規則」に改める。

農林漁業金融公庫貸付調査委嘱要綱」を「農林漁業金融公庫融資調査委嘱規則」に改める。

規則に改め、同号を第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四 寒冷地等における雌牛の無償貸付及び譲渡等に関する省令(昭和三十二年農林省令第四十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七条第三項の規定による雌牛の譲与又は譲渡についての農林大臣への申請

(二) 第十一条第四項の規定による貸付を受けた雌牛が分べんしたとき等の農林大臣への報告

十五 畜産振興地域における鳥取県有雌牛の導入に関する規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条の規定による雌牛を導入することの適否の決定

(二) 第七条の規定による契約の締結

(三) 第十二条の規定による雌牛の譲渡

(四) 第十三条の規定による廃用処分

(五) 第十四条の規定による契約の解除

別表第三畜産課の項部長専決事項の欄第六号に(二)として次のように加える。

(二) 第七条第一項の規定による免許の取消し

別表第三畜産課の項部長専決事項の欄第六号を次のように改める。

六 鳥取県蚕業技術員登録試験要綱に基づく蚕業技術員登録試験の実施

別表第三畜産課の項部長専決事項の欄第八号中「農林漁業金融公庫貸付

別表第三林務課の項部長専決事項の欄第一号中「(昭和二十六年法律第二百四十九号)」を削り、(四)から(二)までを三つ繰り下げ、(三)の次に(四)及び(五)として次のように加える。

(四) 第十一条第五項の規定による森林施業計画の認定

(五) 第十二条の規定による森林施業計画の変更の適否の認定

(六) 第十六条の規定による森林施業計画の認定の取消し

別表第三林務課の項部長専決事項の欄第二号中(四)を削り、(五)の次に「命令」の下に「(第百七十九条の規定による報告を徴した場合に限る。)」を加え、(六)を(五)とし、(七)を(六)とし、(八)を(七)とする。

三 削除

別表第三林務課の項部長専決事項の欄第三号を次のように改める。

八 鳥取県県営林道事業実施要領に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条の規定による事業の施行の決定

(二) 第九条第二項の規定による事業の施行の決定の取消し又は中止

別表第三林務課の項部長専決事項の欄第十号中「農林漁業金融公庫貸付調査委嘱要綱」を「農林漁業金融公庫融資調査委嘱規則」に改める。

三 削除

別表第三林務課の項部長専決事項の欄第一号中(二)を(一)とし、(一)の次に(二)及び(三)として次のように加える。

(一) 第三十九条の二第一項の規定による保安林台帳の調整及び保管

(二) 第四十六条の二第一項の規定による保安施設地区台帳の調製及び保管

別表第三林務課の項部長専決事項の欄第一号を次のように改める。

二 森林法施行令第五条の規定により知事の権限に属するものとされた

森林法第三十三条の二第一項の規定による指定施業要件の変更

別表第三水産課の項部長専決事項の欄第十七号中「農林漁業金融公庫貸付調査委嘱要綱」を「農林漁業金融公庫融資調査委嘱規則」に改める。

別表第三耕地課の項部長専決事項の欄第七号中「農林大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

別表第三土木部共通の項部長専決事項の欄第一号を次のように改める。

一 工事費が五百万円以上請負契約の対象となる部分に係る設計金額(以下「請負対象設計金額」という。)が一億円未満の土木工事(県が

施行する都市改造事業に係る土木工事を除く。以下共通事項の項及び

管理課の項課長専決事項の欄第一号において同じ。)の起工の決定並びに当該起工の決定をした土木工事の設計の変更及び予定価格の決定

別表第三土木部共通の項部長専決事項の欄中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 請負対象設計金額が一億円未満の土木工事に係る請負契約を随意契約の方法により締結することの決定(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第五号の二の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

別表第三土木部共通の項部長専決事項の欄第六号を次のように改める。

六 請負対象設計金額が一億円未満の土木工事に係る請負契約の契約保証金の免除(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第七号の規定により土木出張所長に委任された事務を除く。)

別表第三土木部共通の項部長専決事項の欄第七号中「請負対象設計金額が三百万円以上」を「工事費(請負契約の締結後において、工事費を変

更した場合は、当初の工事費。以下土木部共通の項課長専決事項第一号を除き同じ。) が五百万円以上に改め、同号^(四)中「請負対象設計金額が三百万円以上」を「工事費が五百万円以上」に改める。

別表第三土木部共通の項課長専決事項の欄第一号を次のように改める。

一 工事費が五百万円未満の土木工事の起工の決定並びに当該起工の決定をした土木工事の設計の変更及び予定価格の決定(地方機関等決裁規則別表第二土木出張所長の項第一号及び第二号の規定により土木出

張所長に委任された事務を除く。)

別表第三土木部共通の項課長専決事項の欄中第二号及び第三号を削る。

別表第三土木部共通の項課長専決事項の欄第四号^(四)及び^(四)中「請負対象設計金額が三百万円未満」を「工事費が五百万円未満」に改め、同号^(四)を第二号とする。

別表第三土木部共通の項課長専決事項の欄中第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

別表第三管理課の項部長専決事項の欄第一号^(四)中「第十九条」の下に「(第三十二条第二項及び第三十四条の二第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

別表第三管理課の項部長専決事項の欄第一号中^(四)を削り、^(四)を^(四)とし、^(四)から^(四)までを一括り下げ、^(四)の次に^(四)として次のように加える。

四 第二十一条第二項の規定による事業の認定に関する処分についての意見の提出

別表第三管理課の項部長専決事項の欄第一号^(四)から^(四)までを次のように改める。

(一) 第二十八条の三の規定による土地の形質の変更の許可

(三) 第三十二条第一項の規定による収用又は使用の手続の保留の申立書の提出

(四) 第三十四条の規定による収用又は使用の手続を保留した土地についての手続を開始する旨の申立て

(五) 第三十六条第四項の規定による収用又は使用の手続が開始される旨及び図面の縦覧場所の告示

(六) 第三十六条第四項の規定による市町村長に対する立会及び署名押印の要求

(七) 第三十六条第五項の規定による立会人の指名

(八) 第四十七条の三第一項の規定による収用委員会に対する明渡裁決の申立てに係る書類の提出

(九) 第五十条第二項の規定による収用委員会に対する和解調書の作成の申請

(十) 第六十三条の規定による収用委員会の審理における意見書の提出等及び参考人等の審問の申立て

(十一) 第七十九条の規定による物件の収用の請求
(十二) 第八十二条第三項及び第六項の規定による替地の提供についての収用委員会の勧告の受諾の決定

(十三) 第八十二条第五項の規定による替地の譲渡のあつ旋の申請

(十四) 第八十四条第一項の規定による工事の代行による補償の要求

(十五) 第八十五条第一項の規定による物件移転の代行による補償の要求
(十六) 第九十五条第二項及び第四項(第九十七条第二項において準用する場合を含む。)並びに第五項の規定による補償金等の供託

(十七) 第百二条の二第一項の規定による土地等の引渡し等の請求

(四) 第百一十二条第一項の規定による非常災害の際の土地の使用
(五) 第百一十三条第一項の規定による緊急に施行する必要がある事業
のための土地の使用についての収用委員会への申立て

別表第三管理課の項課長専決事項の欄第二号中(四)から(六)までを次のよう
に改める。

(四) 第百一十二条第一項の規定による非常災害の際の土地の使用
(五) 第百一十三条第一項の規定による緊急に施行する必要がある

〔三〕中「第四十四条」を「第四十二条」に改め、〔三〕を〔四〕とし、〔二〕を〔三〕とし、〔一〕の次に〔三〕として次のように加える。

(三) 第三十四条の四の規定による図面の市町村長への送付

十六の二 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和四十一年四月一日施行）

三五三八)に取扱い第三号、第一号及び二号、三五三九)に取扱い第一号、三五四〇)に取扱い第二号の設置及び管理に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次

(一) 第十二条の規定による家賃又は敷金の徴収の猶予

(二) 第二十四条第一項の規定による特別県営住宅の明渡しの請求

十三の二 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条の規定による特別県営住宅の入居者の公募

第ノ条において準用する県取営住宅の設置及び管理に関する條例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

イ 第七条の規定による特別県営住宅の入居者の選考及び決定
ロ 第八条第一項の規定による寺内賃貸住宅の入居者の決定

ハ 第九条第一項第一号の規定による連帯保証人の適否の認定及び連帯保証人の省略の事情の認定

二 第九条第二項の規定による特別県営住宅の入居の取消し
ホ 第十四条第二項の規定による特別県営住宅又は共同施設の修繕

の指示等

ト 第十七条第三項の規定による親族以外の者の同居等の承認
ト 第十八条第一項ただし書の規定による特別県営住宅の増築等の
承認

チ 第二十三条の規定による特別県営住宅の検査

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

自治研修
所長

鳥取県自治研修所規程（昭和三十一年四月鳥取県告示第百四
十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるも

- (一) 第六条の規定による研修生の決定及び研修生の資格、推
薦方法、人員等の決定
- (二) 第七条の規定による研修効果の測定
- (三) 第八条の規定による研修生の出欠状況、研修成績等の通
知

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年一月十四日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第二号

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十一月鳥取県規則第五十
八号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを「（機関の長の権限の専決等）」に改め、同条に第二
項として次のように加える。

2 前項の規定により専決することとされた事務を決裁する職員が不在の
ときは、あらかじめ機関の長が知事の承認を得て定める職員にその事務
を代決させることができる。

別表第二県税事務所長の項の前に次のように加える。

別表第二福祉事務所長の項第十六号(一)中「及び(二)」を削り、同号(二)中「

別表第二福祉事務所長の項第十四号中「検閲」の下に「（鳥取市の区域
に所在する公益質屋に係るものについては東部福祉事務所長、倉吉市の区
域に所在する公益質屋に係るものについては中部福祉事務所長、米子市及
び境港市の区域に所在する公益質屋に係るものについては西部福祉事務所
長）」を加える。

検査」の下に「(町村の区域に所在する組合に係るものに限る。)」を加える。

別表第二保健所長の項第一号中(五)を(四)とし、(二)から(四)までを一ずつ繰り下げる。(一)の次に(二)として次のように加える。

(二) 第三十五条の規定による特例販売業の許可

別表第二保健所長の項第三号(二)中「又はこれの厚生大臣への送付」を削り、同号(二)を次のように改める。

(二) 第十六条の規定による毒物若しくは劇物の販売業者の登録票の受理又は業務停止の期間満了後の登録票の交付

別表第二保健所長の項第六号(二)中「変更の許可」の下に「(一)の保健所の管轄区域内に係るものに限る。)」を加える。

別表第二保健所長の項第六号(二)中「他の病院等」を「他の診療所又は助産所」に、「当該病院等」を「当該診療所又は助産所」に改める。

別表第二保健所長の項第十一号(二)を削る。

別表第二保健所長の項第三十一号の次に次の一号を加える。

(三) 第三十一の二 温泉法施行細則(昭和三十三年八月鳥取県規則第二十九号)

第十七条の規定による温泉利用設備改修工事施行届の受理

別表第二保健所長の項第三十七号(二)を削り、(二)を(一)とする。

別表第二保健所長の項第三十八号(二)として次のように加える。

(四) 第十条の二の規定による営業者が法令の規定に違反している場合の必要な措置をとるべき旨の命令

別表第二保健所長の項第四十号の次に次の一号を加える。

(五) 第四十の二 興行場法施行細則(昭和二十四年五月鳥取県規則第四十一号)

に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条の規定による検査済証の交付

(二) 第六条の規定による管理者をおいたとき、又は管理者を変更したときの届出の受理

別表第二保健所長の項第四十七号の次に次の一号を加える。

(四) 第四十七条第一項(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による申請等のあつた者についての診察の実施の命令

(二) 第二十七条第二項(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による申請等のない場合における診察の実施の命令

(三) 第二十七条第三項(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による診察の立ち合いの命令

(四) 第二十九条の二第一項(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による精神障害者等の精神病院等への入院の措置

(五) 第四十条(第五十一条において準用する場合を含む。)の規定による措置入院者の仮退院の許可

別表第二計量検定所長の項の次に次のように加える。

商工指導 所長	中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令(昭和三 十八年通商産業省令第百一十三号)に基づく知事の権限に属す
------------	---

る事務のうち次に掲げるもの(米子市、境港市、西伯郡及び日

野郡の区域内に係るものに限る。)

(一) 第三条第一号から第四号までに規定する診断の実施

(二) 第七条の規定による第三条第一号から第四号までに規定する診断に係る診断勧告書の交付

(三) 第九条に規定する診断勧告書の内容の実施等に関する指導

別表第二地方農林振興局長の項第一号中「(治山事業及び地すべり防止事業、林道事業、林業構造改善事業のうち生産基盤整備事業、土地改良事業、開墾建設事業、干拓事業、農業構造改善事業のうち土地基盤整備事業、草地改良事業並びにこれらの事業の災害復旧事業に係る工事をいう。ただし營繕工事を除く。)」を削り、「又は第十六条の規定による検査若しくは検査結果の通知を除く。」を「第一項の規定による補助事業等の完了の届出があつたときの検査及び同条第二項の規定による検査又は第十六条第

二項の規定による是正措置の指示を除く。」に改める。

別表第二地方農林振興局長の項第三号中「ただし營繕工事に係るものと除く。」を削り、同号(一)を次のように改める。

(一) 第一条第二項の規定による図面及び仕様書に明示されていないものの又は図面と仕様書の交換符合しないものがあるときの協議
別表第二地方農林振興局長の項第三号内を次のように改める。

(四) 削除

別表第二地方農林振興局長の項第三号(四)を次のように改める。

(三) 第二十六条第二項の規定による出来高部分に対する部分払い

別表第二地方農林振興局長の項第三号(三)を次のように改める。

三の二、鳥取県建設工事執行規則別記建設工事請負契約約款に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
第一条第三項の規定による工事費内訳明細書及び工程表の承認
(一) 第八条第一項の規定による監督員の選定
(二) 第二十六条第一項の規定による検査
別表第二地方農林振興局長の項第十二号中「農林漁業金融公庫貸付調査委嘱要綱」を「農林漁業金融公庫融資調査委嘱規則」に改め、同号(二)を次のように改める。
(一) 法別表第一第一号(二)に規定する資金に係る貸付対象事業調査、工事進捗状況調査、工事竣工認定調査及び補助金交付状況調査(当該資金の借受者が、財團法人鳥取県造林公社以外の者である場合に限る。)
別表第二地方農林振興局長の項第十四号を次のように改める。
二十四 削除
別表第二地方農林振興局長の項第二十四号を次のように改める。
別表第二地方農林振興局長の項第二十九号中の(四)を(四)とし、(四)から(八)までを一括り下げ、(四)の次に(四)として次のように加える。
四、第十五条の規定による森林施業計画に係る森林の伐採等の届出書の受理
別表第二地方農林振興局長の項第三十五号及び第三十六号を次のように改める。
別表第二家畜保健衛生所長の項に次の二号を加える。
三十五及び三十六 削除
別表第二地方農林振興局長の項第三号(三)を次のように改める。

九 鳥取県子牛生産検査条例（昭和四十二年三月鳥取県条例第五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第三条第一項の規定による検査の日時及び場所の指定
(二) 第五条第一項の規定による検査を実施する者の指定

- (三) 第六条の規定による検査済証の交付

四 第七条の規定による検査の結果の公開

別表第四計量検定所長の項の前に次のように加える。

自治研修	鳥取県自治研修所規程第十二条の規定による修了証書の授与
所長	

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二十一号

鳥取県自治研修所規程（昭和三十一年四月鳥取県告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、昭和四十四年一月十四日から施行する。

昭和四十四年一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条第一項中「市町村及び地方公共団体の組合」を「県が委託を受けた行なう市町村及び地方公共団体の組合」に改め、同条第二項中「研修所長（以下「所長」という。）」を「知事」に改める。

第六条から第十条まで中「所長」を「知事」に改める。

第十一条第一項中「研修所における」を削り、「所長」を「知事」に改め、同条第二項中「研修所における」を削り、「その理由を附して所長に届け出なければならない」を「その理由、期間又は時間及び研修科目を記載した書面を知事に提出して、その承認を受けなければならない」に改める。

第十二条から第十四条まで中「所長」を「知事」に改める。

第十五条第三項中「所長」を「知事」に改め、「若しくは、」を「若しくは」に改める。

第十六条及び第十七条中「所長」を「知事」に改める。

第二十条中「所長が」を削り、同条を第二十二条とし、同条の前に次の二条を加える。

（鳥取県地方機関等事務決裁規則の規定により委任された事項）

第二十条 この規程に規定する知事の権限に属する事務のうち鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の規定により自治研修所長の委任決裁事項として定められた事項は、次の各号に掲げるとおりである。

一 第六条の規定による研修生の決定及び研修生の資格、推薦方法、人員等の決定

二 第七条の規定による研修効果の測定

三 第八条の規定による研修生の出欠状況、研修成績等の通知

四 第九条の規定による研修の種類等の通知

五 第十条の規定による推薦書の受理及び入所の決定に関する通知

六 第十一条の規定による研修期間中における研修生の監督及び研修生

の欠席等の承認

七 第十三条の規定による研修生の研修状況の通知

八 第十四条の規定による研修実施記録の作成及び保管

九 第十六条の規定による宿泊の許可

十 第十七条の規定による管理人の指定、宿泊責任者の設置、管理人に

対する命令及び宿泊日誌の閲覧

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の規定により専決事項とされた事務)

第二十一条 この規程に規定する知事の権限に属する事務のうち鳥取県地方機関等事務決裁規則の規定により自治研修所長の専決事項として定められた事項は、第十二条の規定による修了証書の授与に関する事務である。

様式第一号及び様式第二号中「鳥取県自治研修所長 氏 名」を「職 氏 名」に改める。

様式第三号中「鳥取県自治研修所長 氏 名 團」を削る。

様式第六号中「鳥取県自治研修所長 殿」を「職 氏 名 殿」

に改める。